

■内部監査結果に基づく優良事例について

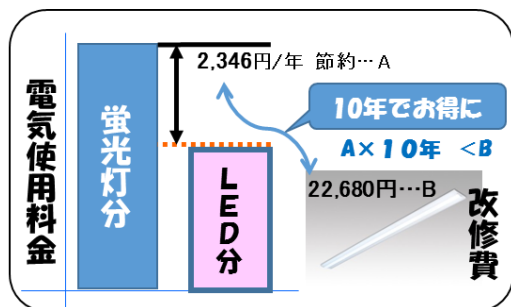
今年度のC-EMSの内部監査では、各所属の創意工夫による様々な環境に配慮した取組み等を実施していることが確認されました。その中でも次の3点は、他の模範となる取組みであることから、優良事例として紹介します。

事例1 事務改善型の環境工夫による省資源の推進

対象所属：こども未来部 保育運営課

推奨の理由：制度改正に伴い、事務量が増加するだけでなく大量に通知書類が発生することが想定されたことから、市独自の事務効率化システムを開発し、用紙使用量を約2万枚(1.5%)削減しました。

8箱分に相当！



事例2 省エネ型設備機器の導入

対象所属：公園緑地部 動物公園

推奨の理由：テンジクネズミ舎作業場内の照明をLEDに交換。C-EMSでは「LED導入ガイドライン」も策定し、灯具のLED化を推進しています。

事例3 見える化による職員啓発

対象所属：市立青葉病院 事務局／北谷津清掃工場

推奨の理由：コピー機使用を最適化・最小化するため職員一人ひとりの行動意識に直結しやすい「コスト概念」を活用し、省資源を推進しています。



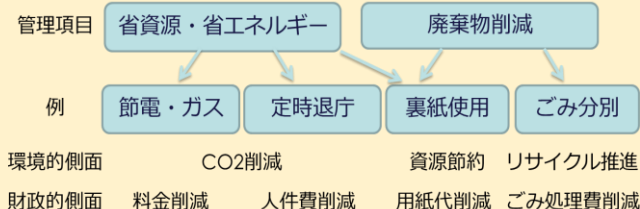
環境保全課でもやってみました！

※全庁フォルダに保存しましたので、ご活用ください。

■C-EMSについて

C-EMSの目指す環境マネジメント

(考え方の整理)



環境配慮活動の取組み
脱「財政危機」宣言の実現

市の業務へWで貢献

C-EMS取組み事例
「LED導入ガイドライン策定」

千葉市では、平成22年度から独自の環境マネジメントシステム「C-EMS（チームス）」を導入しています。

C-EMSは、事務・事業の執行の際に環境に配慮し、省エネ・省資源等の活動を実現すると共に、光熱水費等の需用費や用紙購入費用等の削減にもつながる取組みです。同時に事務改善を伴う取組みもありますので、行革の効果的なツールにもなります。

C-EMSに取り組むことは、一石二鳥、三鳥の効果が期待できます。

《C-EMSの活動 様式4-1 庁内業務活動環境配慮依頼書》

C-EMSの活動は、千葉市の事務・事業を対象にしており、**千葉市職員による取組が中心**となりますが、市の施設で行う業務を委託している場合には、**業務委託先等にも同様の取組みを行うよう協力を求める**必要があります。この依頼文書が「庁舎内業務活動環境配慮依頼書(様式4-1、2)」で、取組内容の確認の報告を受ける文書が「庁舎内業務活動(公共工事)環境配慮事項確認書(様式4-3、4)」です。関係団体が施設に常駐するなど、定常的に業務※を行う場合は本書を取り交わしてください。

※判断のポイント:市の施設のエネルギーを定常的に使うか(照明スイッチのON/OFF等)

《C-EMSの活動 様式6-1 法規制等登録チェック表》

C-EMSでの活動に限定することなく、**環境法令等の順守は、千葉市全職員の責務**です。この環境法令等を順守するための取組の第一歩が「法規制等登録チェック表(様式6-1)」です。

今回の内部監査では、環境法令等の順守状況に一部せい弱な点が散見され、今後の取組励行が期待されます。特に平成27年4月から改正施行されているフロン排出抑制法は、改正新法だけに気付かない施設等もあるようです。

このような事態に対し事務局では、環境関連法令の改正情報を毎月1度配信しています。

関係各施設等では、法令改正情報に基づき様式6-1を作成(修正)し、事務局に報告すると共に施設所管課と共に法令順守の徹底をお願いします。

PCB特措法とは…

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、絶縁体としての効用に注目され、昭和50年以前は安定器や変圧器等多くの電気設備で活用されてきました。しかし、発がん性物質であることが判明し、平成13年には「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)」が定められ、PCB廃棄物は自ら処分(または他人に委託)しなければなりません。

保管しているPCB廃棄物については、毎年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」による報告と下表期限までの処理が必要です。【所管】産業廃棄物指導課

PCB廃棄物種類	処理期限
高圧トランス、コンデンサ	平成35年3月末
安定器、汚染物	平成36年3月末
低濃度PCB廃棄物	平成39年3月末

フロン排出抑制法とは…

フロン類の地球温暖化への影響は二酸化炭素の1千~1万倍と非常に大きいことから、平成27年4月に「フロン排出抑制法」が施行されました。

◆対象機器

第一種特定製品(エアコンディショナー、冷凍冷蔵機器)のうち、**業務用**の機器であって、**冷媒としてフロン類が充填されているもの** ※カーエアコン、家電リサイクル法対象製品は対象外

◆所有者の義務

- ・簡易点検の実施 ・定期点検の実施(一部)
- ・点検整備記録簿の作成 **←必ず作成してください!! (一財)日本冷凍空調設備工業連合会がHPにExcelフォーマットを公開中**
- ・漏えいが疑われる場合、専門業者に修理を依頼
- ※事業者として単年度あたり1,000t-CO₂以上の漏えいがある場合、7月末までに国へ報告します。ご協力をお願いします。【所管】環境保全課温暖化対策室

C-EMS事務局では、関係各課に、毎月1回、環境法令等の改正情報を庁内掲示板に掲示する等の側面支援を行っています。各課においては、自主的に環境法令順守の励行をお願いします。

フロン類の漏えい等の点検について

種別	対象	方法	頻度
簡易点検	業務用の ①空調機器 ②冷蔵機器 ③冷凍機器	管理者等の 目視確認等	四半期に1度
定期点検	①空調機器 50kW以上 7.5~50kW	有資格者の 目視確認等 間接法 直接法	年に1度
	②冷蔵機器 ③冷蔵機器 7.5kW以上		3年に1度
			年に1度